

第98回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 日時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始:午前9時30分)

郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日)午後5時15分まで

▶ 場所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
お土産のご用意はございません。

▶ 目次	株主のみなさまへ	1
	招集ご通知	2
	株主総会参考書類	5
	第1号議案 剰余金の処分の件	5
	第2号議案 定款一部変更の件	6
	第3号議案 取締役9名選任の件	8
	(提供書面)	
	事業報告	20
	連結計算書類	44
	計算書類	46
	監査報告	48

株主のみなさまへ



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、経営の意思決定のさらなる迅速化と経営力の一層の強化を図るため、本年4月1日より最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を設置し、新たな経営体制でスタートいたしました。私、鎌上信也は、CEOとして引き続き経営にあたります。

長引くコロナ禍、深刻化するサプライチェーンの混乱、さらには高まる地政学リスクなど、事業環境の不透明さが増しておりますが、中期経営計画2022のキーメッセージ「社会の大丈夫をつくっていく。」の実践を通して、OKIグループの発展に尽力してまいります。

株主のみなさまには、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者

鎌上 信也



本年4月1日より社長執行役員兼最高執行責任者（COO）に就任いたしました森孝廣でございます。株主のみなさまには、日頃よりOKIグループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

今年度、中期経営計画2022の最終年度を迎えております。「社会課題解決を通じた持続的成長」の実現に向け、引き続き成長への土台作りを推進するとともに、喫緊の優先課題であるサプライチェーン影響等への対策強化に注力します。そして、来年度からスタートする中計では、「成長への舵切り」、「環境変化への対応力」の課題に取り組む計画です。

ステークホルダーのみなさまのご理解と社員の共感とともに、OKIの価値創造の歩みを進め、成長に向けて尽力してまいります。

株主のみなさまには、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

社長執行役員兼最高執行責任者

森 孝廣

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社

代 表 取 締 役 鎌 上 信 也
会 長 執 行 役 員

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては書面またはインターネット等により議決権行使をいただき、ご来場の自粛をお願い申し上げます。当日は座席間隔を広げるため、ご用意できる座席数が限られます。ご来場いただいても、入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 日経ビル3階 日経ホール
東京都千代田区大手町一丁目3番7号

新型コロナウイルス感染拡大の状況によりましては、やむなく会場や開始日時を変更する場合があります。その場合は、当社のウェブサイト（<https://www.oki.com/jp/>）に掲載いたします。株主のみなさまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以上

議決権行使のご案内



書面により
議決権を行使していただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、

2022年6月28日（火曜日）午後5時15分まで
に到着するようにご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」を
ご確認のうえ、

2022年6月28日（火曜日）午後5時15分まで
に賛否をご入力ください。



会場へのご来場により
議決権を行使していただく場合

マスクをご持参のうえ、常時ご着用いただき、同封の議
決権行使書を受付にてご提出をお願いします。

- ◎ 書面とインターネット等により、二重に議決権行使をされた場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ◎ インターネット等で複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ◎ 当社では提供すべき書類のうち、法令および定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」および「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表したがいまして、本提供書面は、会計監査報告および監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査した対象の一部であります。
- ◎ 当社ではインターネット上の当社ウェブサイトにおいて招集ご通知を提供しております。なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

当社ウェブサイト >>>

<https://www.oki.com/jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

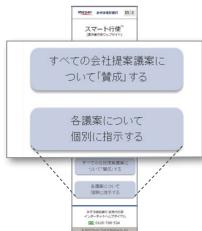
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

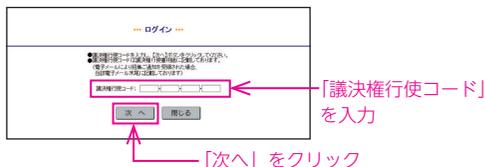
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

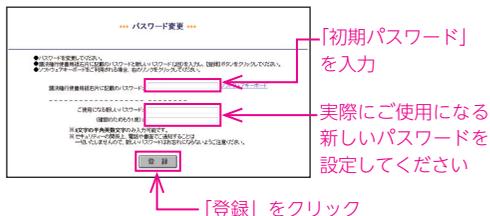
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および次期（2022年度）の業績見込み、ならびに財務状況等を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金30円
配当総額	2,597,989,950円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

【ご参考】株主還元方針について

当社は、OKIグループの企業価値を向上させるために財務体質の強化と内部留保の確保を行うとともに、中長期にわたり株式を保有していただけるよう株主利益の増大に努めることを経営の最重要課題としております。

内部留保については、将来の成長に不可欠な研究開発や設備への投資に充当し、経営基盤の強化を図ります。また、株主のみなさまに対しては安定的な利益還元を継続することを最重要視し、業績および今後の経営諸施策など総合的に勘案した上で配当金額を決定することとしております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1.</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。取締役候補者は、全社外取締役4名の委員で構成される人事・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	在任年数
1	鎌上 信也	再任 社内取締役	代表取締役会長執行役員兼 最高経営責任者	100% (14回/14回)	8年
2	森 孝廣	新任 社内取締役	社長執行役員兼最高執行責任者	-% (-回/-回)	一年
3	星 正幸	再任 社内取締役	代表取締役副社長執行役員 コンプライアンス責任者 財務責任者、人事責任者	100% (14回/14回)	6年
4	布施 雅嗣	再任 社内取締役	取締役常務執行役員 コーポレート本部長 内部統制統括、情報責任者	100% (14回/14回)	3年
5	齋藤 政利	再任 社内取締役	取締役常務執行役員 コンポーネント& プラットフォーム事業本部長	100% (11回/11回)	1年
6	浅羽 茂	再任 社外取締役 独立役員	独立社外取締役	100% (14回/14回)	5年
7	齋藤 保	再任 社外取締役 独立役員	独立社外取締役	100% (14回/14回)	4年
8	川島 いづみ	再任 社外取締役 独立役員 女性役員	独立社外取締役	100% (14回/14回)	4年
9	木川 眞	再任 社外取締役 独立役員	独立社外取締役	100% (14回/14回)	3年

候補者
番号

1

かま がみ しん や
鎌 上 信 也

取締役在任年数 ▶ 8年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期) ▶ 14回中14回 (100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 15,000株



(1959年2月9日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2001年 4月 システムソリューションカンパニーシステム機器事業部ハード開発第二部長
2005年 4月 情報通信事業グループシステム機器カンパニーシステム機器開発本部長
2011年 4月 執行役員
2012年 4月 常務執行役員
2014年 6月 取締役常務執行役員
2016年 4月 代表取締役社長執行役員
2022年 4月 代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者 (現)

取締役候補者とした理由

これまでの事業部門、本社部門等における経験等により、当社の重要事項の決定および取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。2014年6月に取締役に就任し、2016年4月からは代表取締役社長執行役員として、また2022年4月からは代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

もり たか ひろ
森 孝 廣

取締役在任年数	▶	一年 (本総会終結時)
取締役会出席状況 (当期)	▶	一回中一回 (-%)
所有する当社株式の数	▶	普通株式 400株



(1964年8月29日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2006年 11月	株式会社沖データ国内営業本部パートナー統括営業部長
2017年 10月	同社取締役商品事業本部副本部長兼オフィスプリント事業部長
2019年 4月	同社常務執行役員商品事業本部長
2019年 10月	同社常務執行役員商品事業本部長兼国内営業本部長
2020年 4月	同社代表取締役社長兼沖電気工業株式会社執行役員
2021年 4月	当社執行役員コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビジネスコ ラボレーション推進本部長
2022年 4月	社長執行役員兼最高執行責任者 (現)

取締役候補者とした理由

これまでのマーケティング部門、子会社経営等における経験等により、当社の重要事項の決定および取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。2020年4月に当社執行役員兼株式会社沖データの社長に就任し、また2022年4月からは当社社長執行役員兼最高執行責任者として当社経営を担っており、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

ほし まさ ゆき

星 正 幸

取締役在任年数 ▶ 6年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期) ▶ 14回中14回 (100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 6,900株



(1960年3月9日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月 株式会社富士銀行入行
2007年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行グローバルトレードファイナンス営業部長
2009年 4月 同行執行役員営業第十七部長
2011年 4月 同行常務執行役員グローバルランザクションユニット統括役員
2014年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務
2015年 5月 当社常務執行役員
2016年 4月 リスク統括責任者、経営企画本部長
2016年 6月 取締役常務執行役員
2017年 4月 取締役専務執行役員、財務責任者 (現)
2018年 6月 コンプライアンス責任者 (現)
2019年 4月 代表取締役副社長執行役員 (現)、情報責任者
2021年 4月 人事責任者 (現)

取締役候補者とした理由

出身元であるみずほ銀行で常務執行役員として豊富な経験を積み、当社が志向するグローバルの事業に関する視野やガバナンスに精通しており、当社の重要事項の決定および取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。2016年6月に取締役に就任し、また2019年4月からは代表取締役副社長執行役員として経営の中枢を担っており、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

ふ せ ま さ し
布施 雅 嗣

取締役在任年数 ▶ 3年（本総会最終時）

取締役会出席状況（当期）▶ 14回中14回（100%）

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 4,100株



(1961年2月23日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
 1994年 6月 オキ・アメリカ社
 2015年 4月 経理部長
 2015年 6月 サクサホールディングス株式会社社外取締役
 2016年 4月 執行役員
 2018年 4月 上席執行役員兼経営管理本部長
 2019年 6月 取締役上席執行役員
 2020年 4月 取締役常務執行役員兼コーポレート本部長（現）、内部統制統括（現）
 2022年 4月 情報責任者（現）

取締役候補者とした理由

これまでの本社部門、経理部門、海外勤務等における経験等により、当社の重要事項の決定および取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。2019年6月には取締役に就任し、また2020年4月からは常務執行役員、コーポレート本部長として経営管理の中枢を担っており、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

さい とう まさ とし
齋藤 政利

取締役在任年数 ▶ 1年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期) ▶ 11回中11回(100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 3,900株



(1963年12月20日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2002年10月 I Pソリューションカンパニー戦略企画室長
2007年4月 情報通信グループI Pシステムカンパニーセキュリティ・アンド・モビリティカンパニープレジデント
2008年10月 株式会社OKIネットワークス取締役
2016年4月 当社経営企画本部経営企画部長
2017年4月 執行役員
2018年4月 上席執行役員兼経営企画本部長兼情報責任者
2020年4月 常務執行役員兼コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長
2021年4月 コンポーネント&プラットフォーム事業本部長(現)
2021年6月 取締役常務執行役員(現)

取締役候補者とした理由

これまでの本社経営企画部、事業部門における経験等により、当社の重要事項の決定および取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。2021年には取締役常務執行役員兼コンポーネント&プラットフォーム事業本部長として当社事業の中枢を担っており、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

あさ ば しげる

浅羽 茂

取締役在任年数 ▶ 5年(本総会最終時)

取締役会出席状況(当期) ▶ 14回中14回(100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 900株



(1961年5月21日生)

社外

再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年 4月 学習院大学経済学部助教授
- 1994年 3月 経済学博士号(東京大学)取得
- 1997年 4月 学習院大学経済学部教授
- 2013年 4月 早稲田大学大学院商学研究科教授
- 2016年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科教授(現)
- 2016年 6月 日本甜菜製糖株式会社社外取締役(現)
- 2016年 9月 早稲田大学大学院経営管理研究科長
- 2017年 6月 当社社外取締役(現)

(重要な兼職の状況)

日本甜菜製糖株式会社社外取締役

※上記会社とOKIグループには取引関係はございません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

現早稲田大学大学院経営管理研究科教授で、産業組織、企業戦略、競争戦略、所有構造・コーポレートガバナンスと企業行動を専門分野とし、ビジネス全般における学術的専門知識および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員長を務めております。以上から、特にマーケティングおよびイノベーションを含むビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、取締役会における次期中期経営計画の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。なお、浅羽茂氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

7

さい とう たもつ

齋藤保

取締役在任年数 ▶ 4年 (本総会終結時)

取締役会出席状況 (当期) ▶ 14回中14回 (100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 3,700株



(1952年7月13日生)

社外

再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 石川島播磨重工業株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
2008年 4月 株式会社IHI取締役執行役員航空宇宙事業本部長
2011年 4月 同社代表取締役副社長
2012年 4月 同社代表取締役社長
2016年 4月 同社代表取締役会長
2017年 6月 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 (現)
2018年 6月 当社社外取締役 (現)
2020年 4月 株式会社IHI取締役
2020年 6月 同社相談役 (現)
2021年 6月 古河電気工業株式会社社外取締役 (現)

(重要な兼職の状況)

株式会社IHI相談役、株式会社かんぽ生命保険社外取締役、古河電気工業株式会社社外取締役
2022年6月に鹿島建設株式会社の社外取締役に就任予定です。

※上記会社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

長年株式会社IHIの代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に製造、開発およびグローバルな経営経験に基づき、取締役会における次期中期経営計画の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

候補者
番号

8

かわしま

川島 いづみ

取締役在任年数 ▶

4年（本総会終結時）

取締役会出席状況（当期） ▶

14回中14回（100%）

所有する当社株式の数 ▶

普通株式 700株



(1955年6月25日生)

社外

再任

独立役員

女性役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 3月 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学
 1989年 4月 岐阜経済大学経済学部助教授
 1996年 4月 専修大学法学部教授
 2004年 9月 早稲田大学社会科学総合学術院教授（現）
 2016年 6月 沖電線株式会社社外取締役
 2018年 6月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

現早稲田大学社会科学総合学術院教授で、商法（特に会社法）、金融商品取引法を専門とし、特に会社法とコーポレートガバナンスに関する学術的専門知識と高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、2021年6月からは当社取締役会議長として取締役会の機能発揮に尽力し、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、取締役会における次期中期経営計画の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者としてしました。なお、川島いづみ氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

9

き がわ まこと
木川 眞

取締役在任年数 ▶ 3年(本総会終結時)

取締役会出席状況(当期) ▶ 14回中14回(100%)

所有する当社株式の数 ▶ 普通株式 500株



(1949年12月31日生)

社外

再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年4月 株式会社富士銀行入行
2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務取締役
2005年3月 同行退社
2005年11月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役常務
2011年4月 同社代表取締役社長、社長執行役員
2016年6月 株式会社小松製作所社外取締役(現)
2018年4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
2018年6月 株式会社セブン銀行社外取締役(現)
2019年6月 当社社外取締役(現)、
ヤマトホールディングス株式会社特別顧問(現)
2020年4月 株式会社肥後銀行社外監査役
2021年6月 同行社外取締役(現)

(重要な兼職の状況)

ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、株式会社小松製作所社外取締役、
株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社肥後銀行社外取締役
2022年6月に株式会社ICMGの社外取締役に就任予定です。

※上記会社とOKIグループの取引額は双方からみて売上の1%未満です。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ICTを活用したビジネスモデルの変革を行うなど、ロジスティクス業界を中心とした豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特にサプライチェーンマネジメントおよびリスクマネジメントに関する経営経験に基づき、取締役会における次期中期経営計画の審議の深化に貢献することを期待し、社外取締役として適任と判断し、候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏は、社外取締役候補者であります。
3. 斎藤保氏は、株式会社IHの取締役として在任中に、同社の民間航空機エンジン整備事業において不適切な作業が行なわれていたことが判明しました。これに対し、同社は2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法に基づく業務改善命令を受けました。また、斎藤保氏が2017年6月から現在まで社外取締役に就任している株式会社かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
4. 木川眞氏は、2019年6月までヤマトホールディングス株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社グループにおいて、2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていないなどの問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」、「ワークライフバランスの推進」など「働き方改革」を推進するとともに、様々な構造改革に取り組んでおります。また、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社において、法人のお客様の社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分および事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス株式会社において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでいます。
5. 当社は、浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の31頁に記載のとおりであります。4氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、すべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、その内容の概要は事業報告の31頁に記載のとおりであります。当社は同契約を継続・更新する予定であり、各候補者の選任が承認され、取締役に就任した場合は、各候補者が同契約の被保険者となります。
7. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏は現に東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。4氏の再任が承認された場合は、継続して独立役員として届け出る予定であります。なお、当社独立性基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。(<https://www.oki.com/jp/ir/corporate/governance/officers.html>)

【ご参考】第3号議案ご承認後の取締役会、人事・報酬諮問委員会、監査役会の構成表（予定）

	氏名	取締役会	諮問委員会	監査役会	地位
取締役	鎌上 信也	○			代表取締役会長執行役員(CEO)
	森 孝廣	○			代表取締役社長執行役員(COO)
	星 正幸	○			取締役副社長執行役員
	布施 雅嗣	○			取締役常務執行役員
	齋藤 政利	○			取締役常務執行役員
	浅羽 茂	○	◎委員長		独立社外取締役
	斎藤 保	○	○		独立社外取締役
	川島いづみ	◎議長	○		独立社外取締役
監査役	木川 眞	○	○		独立社外取締役
	畠山 俊也	△		◎議長	常勤監査役
	横田 俊之	△		○	常勤監査役
	志波 英男	△		○	独立社外監査役
	牧野 隆一	△		○	独立社外監査役
	津田 良洋	△		○	独立社外監査役

○構成員 ◎議長、委員長 △構成員のほか、出席の権利と義務を有する者

【ご参考】第3号議案ご承認後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、ビジョンおよび経営計画等に照らして、各取締役が期待される知識・経験を活かした能力を発揮することにより、取締役会全体として必要なスキルが充足されるものと考えております。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野は以下の通りです。

- ・事業の収益力を向上させガバナンス体制を強化する、経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- ・顧客との共創によりエコシステムの構築を推進する「マーケティング」
- ・事業の更なる発展・成長に向けて新規事業を創出する「技術・イノベーション」
- ・持続的成長に必要な人材を確保し能力開発をする。従業員がやりがいを感じ、能力を発揮できる「ヒューマンリソース・マネジメント」
- ・成長機会の確保に必要な不可欠なグローバル展開を行う「グローバル」
- ・経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務・会計」および「法務・リスク管理」
- ・当社の強みであるモノづくり、競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「製造・SCM」

		企業経営	マーケティング	技術・イノベーション	ヒューマンリソース・マネジメント	グローバル	財務・会計	法務・リスク管理	製造・SCM
社内	鎌上 信也	●	●	●				●	●
	森 孝廣	●	●	●	●				
	星 正幸				●	●	●	●	
	布施 雅嗣				●		●	●	
	齋藤 政利			●		●			●
社外	浅羽 茂		○	○	○				
	斎藤 保	○	○	○	○	○		○	○
	川島いづみ				○			○	
	木川 眞	○	○		○		○	○	○

上記一覧は各人が保有する知識や経験のすべてを表すものではありません。

●OKIグループにおける業務執行の経験より獲得している取締役として必要なスキル（最大5つ）

○当社が特に期待している社外での経験や専門的知識

以上

1 OKIグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

■ 事業環境

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種の進展により欧米の経済活動の正常化が進む一方で、感染症の再拡大により再び活動制限が余儀なくされる地域もあり、依然収束の見通しがたたない状況です。半導体を中心とした部材不足、原材料の価格高騰などサプライチェーンの混乱は深刻化しており、さらには地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況が続いています。

このような環境下、OKIは社会課題解決を通じた持続的成長を実現するための土台作りの完遂を目指し、引き続き構造改革を推し進めると共に、OKIグループのマテリアリティに基づき、7つの社会課題（老朽化問題、自然災害、交通問題、環境問題、労働力不足、労働生産性、感染症拡大）を解決するモノ・コトの実現に取り組んでいます。

■ 当期の業績

当期の業況は、売上高は3,521億円（前期比408億円、10.4%減）となりました。前期末から回復基調にあるFA/半導体製造装置向けは好調を維持し、為替による増収影響もありました。しかしながら、不安定な部材供給状況が長期化しており、調達できない部材の範囲が拡大したことにより、生産遅延が継続しております。加えて、前期の大型案件の影響も重なり、大きく減収となりました。

利益面につきましては、部材不足や部材価格の高騰を中心としたサプライチェーン影響が大きく、構造改革効果による固定費減や中国向けATM債権に対する貸倒引当金32億円の戻入れによるプラスがあったものの、営業利益は59億円（同30億円減）となりました。なお、部材不足による生産遅延影響として売上高で約300億円、営業利益では約83億円のマイナス影響があったと想定しております。経常利益は、営業外区分に含まれる為替差損益の改善などにより、77億円（同11億円減）となりました。

これらに加えて、資産売却に伴う特別利益が11億円あった一方で、特別損失として中国プリンター工場の収束や欧米販社の構造改革等に伴う事業構造改善費用28億円、ならびに法人税等21億円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は21億円（同29億円良化）となりました。

また、当社の個別業績につきましては、売上高は2,228億円、営業損失は130億円、経常損失は33億円、当期純損失は38億円となりました。

次に当期における各セグメントの事業概況を申し上げます。

■ セグメント別売上高

単位：億円

セグメント	2020年度 (参考：前期)	2021年度 (当期)	増減額	増減率(%)
ソリューションシステム	1,908	1,626	△282	△14.7
コンポーネント&プラットフォーム	2,015	1,890	△125	△6.2
その他	6	4	△2	△33.5
合計	3,929	3,521	△408	△10.4

- (注) 1. 各項目の数値は、それぞれの数値の単位の億円未満を四捨五入して表示しています。また増減額については億円単位の数値を元に計算しています。したがって、個々の合算値と「合計」の値に差異が生ずる場合があります。
2. 2020年度より、IoT/5G時代に求められるモノづくりの強化を目指してメカトロシステム事業、プリンター事業、EMS事業を再編し、コンポーネント&プラットフォーム事業本部を新設しております。また、情報通信事業本部をソリューションシステム事業本部に改称しております。
3. 2021年度より、従来「その他」の区分に含めておりました沖マイクロ技研(株)およびその子会社は、コンポーネント&プラットフォーム事業子会社とのリソースの共有化および効率化することにより、収益の向上を図る目的で「コンポーネント&プラットフォーム事業」の区分に変更しております。
4. 従来ソリューションシステム事業で表示していた(株)沖データから当社を介して外部顧客へプリンター製品のみを提供する案件につきましては、2021年度より、(株)沖データとの合併に伴いコンポーネント&プラットフォーム事業に組み入れられたことに伴い、同事業に区分を変更しております。
5. 2021年度においてクラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストについて会計方針の変更を行っており、2020年度の関連する数値について、会計方針の変更による遡及修正後の数値を反映させております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

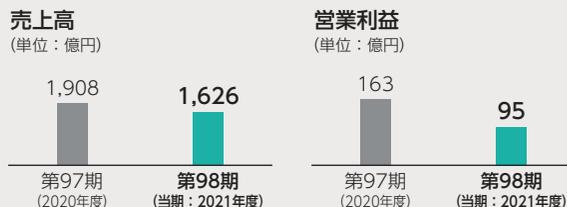
ソリューションシステム

ソリューションシステム事業では、OKI独自のデバイス群、音響・光センサーを特長としたセンシング技術、ネットワーク、データ処理・運用などの技術やノウハウを活かし、交通、建設／インフラ、防災、金融・流通、製造、海洋など注力分野において、社会のインフラを支えるさまざまなソリューション、プロダクト&サービスを提供しています。また、従来クラウド上で行われていたAI処理が今後はエッジ（端末）領域に移行していくとの考えからAIエッジコンピューティング（以下、AIエッジ）戦略に基づき、豊富なユースケースとAIエッジの技術を組み合わせ、お客様との共創でDXの社会実装を進めています。

2020年よりサービスが開始された5G／ローカル5GとAIエッジを融合させた「AIエッジ×ローカル5G」の推進を、DXの社会実装を加速させるチャンスともとらえ、スマート工場や地域モビリティサービス、河川・インフラ監視など、顕在化する社会課題の解決につながる幅広いユースケースへの適用を進めています。

ソリューションビジネスにおいては、パートナーと連携したエコシステム[※]を形成しながら新規マーケットの開拓に取り組んでいます。AIエッジパートナー、DXソリューションの共創パートナー、そして革新的なソリューションを創出するオープンイノベーションパートナーとのエコシステムの構築とこれらの相互連携により、成長に向けた新規ビジネスの創出を目指します。

※企業や顧客などパートナー間の分業と協働による共存共栄の関係



売上高は、1,626億円（前期比282億円、14.7%減）、営業利益は95億円（同68億円減）となりました。不安定な部材供給状況が継続しており、事業全般において生産・売上影響を受けたほか、前期大型案件の反動減、期ズレなどがあり、エンタープライズソリューション事業領域およびパブリックソリューション事業領域を中心に減収となりました。なお、部材不足については、主に、エンタープライズソリューション事業領域およびDXプラットフォーム事業領域のネットワーク端末やPBXなどの製品のほか、サーバーやネットワーク装置など機器にも影響が広がっております。

コンポーネント&プラットフォーム

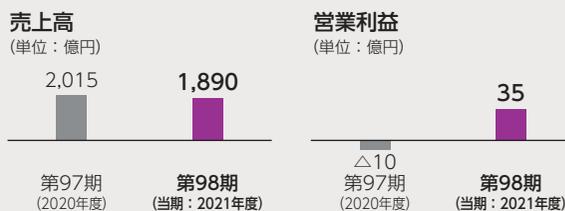
コンポーネント&プラットフォーム事業は、長い歴史で培った技術を活かしたさまざまなコンポーネントの開発・提供と、強みであるモノづくりそのものをプラットフォームとしてサービスを提供することで、社会課題の解決に貢献しています。なかでも、労働力不足の解決や働き方改革の実現につながる無人化・自動化・効率化や、感染症拡大に配慮したニューノーマルな社会において求められる非接触・非対面の実現に注力しています。

コンポーネント事業では、社会課題解決に貢献する多様な商品を開発・提供しています。流通・小売サービス分野では宅配受付機やセルフレジなど、医療分野では薬剤関係者の作業を安全な形で効率化できる持参薬の鑑別などを開発・提供しています。

2020年に、ニューノーマルにおける社会インフラサービス端末のマンマシインインターフェイスとして、端末を指で触れずに操作できる非接触型の「ハイジニックタッチパネルTM」を発表し、2021年にはATMに「ハイジニックタッチパネルTM」を搭載して販売を開始しました。今後も引き続き、新しい生活様式における安全・安心をお客様に提供する取り組みを進めていきます。

プラットフォーム事業では、モノづくりに関するサービスの対象を、保有技術としては「エレキ」から「メカ」まで、商品としては「基板」から「装置全体」まで、受注プロセスでは「製造」から「設計・製造・評価・保守」まで拡大しています。変化が大きくスピードが要求される経営環境下、お客様のモノづくりに関するさまざまな課題をサポート・解決する「モノづくり総合サービス」を提供していきます。

こうした商品・サービスをより多くのお客さまにお届けするため、自社ブランドのみにこだわらず、国内外のパートナーとの協働によるビジネス展開を進め、グローバルな社会課題解決に取り組んでいきます。



売上高は、1,890億円（前期比125億円、6.2%減）となりました。モノづくりプラットフォーム事業領域においてはFA/半導体製造装置向けが好調を維持するものの、部材不足による生産・売上影響が大きく、減収となりました。利益面につきましても、減収影響の一方で、情報機器の構造改革による固定費削減効果および中国向けATM債権に対する貸倒引当金32億円の戻入れなどがあり、営業利益は35億円（同45億円良化）となりました。

その他の事業では、売上高は、4億円（前期比2億円、33.5%減）、営業利益は3億円（同4億円良化）となりました。

(2) 設備投資・研究開発費の状況

当期の設備投資は合計179億円、研究開発費は合計115億円であります。
セグメント別には下記のとおりでありました。

セグメント	設備投資額(億円) ()内は研究開発費額(億円)	主な設備投資内容
ソリューションシステム	55 (33)	社会インフラ、IoT、金融、ネットワークシステム等の分野において、新製品対応のための設計・製造設備、工場建物付帯設備の更新など
コンポーネント&プラットフォーム	73 (62)	自社ブランドならびにビジネスパートナー向け自動化新商品の製造用金型・生産ラインへの投資や、モノづくり総合サービス強化のため老朽化更新・生産能力増強への投資など
その他・全社(共通)	51 (21)	
合計	179 (115)	

- (注)1. 「ソリューションシステム」には、本庄工場H1棟の建物の取得(36億円)が含まれております。
2. 「その他・全社(共通)」には蕨システムセンターの土地の取得(42億円)が含まれております。

(3) 資金調達の状況

事業活動に必要な運転資金および設備投資資金については、自己資金または借入金等により充当することとしております。このうち、運転資金については短期借入金および長期借入金で調達しております。また、生産設備などの長期資金については長期借入金により調達しております。長期資金については固定金利で調達し、金融機関等との個別借入の他、シンジケートローンも合わせて利用しております。

また、資金繰りについては、国内キャッシュ・マネジメント・システムを活用し、連結子会社の資金を当社に集中することで資金効率化を図り、借入金の圧縮に努めております。

現在保有している手元現預金は余裕を持った水準で推移しております。主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、事業活動に必要な運転資金、設備投資等の資金の調達に関しては問題なく実施可能と認識しておりますが、部材不足や原材料の高騰を中心としたサプライチェーン影響や新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に備え資金調達の安定化を図るため、コミットメントライン契約を継続しております。

OKIグループは財務上の規律を重視し、今後も事業活動により創出されたフリー・キャッシュ・フローを基本的な原資としたうえで、必要な資金については効率的な調達を行うことを基本としております。

(4) 対処すべき課題

OKIグループは、“OKIは「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人の快適で豊かな生活の実現に貢献する。”という企業理念のもと、創業150周年となる2031年に目指す姿として“モノづくり・コトづくりを通して、より安全で便利な社会のインフラを支える企業グループ”を掲げています。

気候変動、新型コロナウイルスの感染拡大など地球規模の課題を背景に、持続可能な社会を実現するための取り組みが待たなしで求められる中、「中期経営計画2022」においては、キーメッセージ「社会の大丈夫をつくっていく。」のもと、構造改革を実行するとともに、マテリアリティ（後述）を特定し、社会課題の解決を通じた持続的成長を実現するための土台作りを着実に実行してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染収束の見通しがたない中、半導体を中心とした部材不足と物流の混乱による減産を余儀なくされました。このような事業環境の変化が与える影響は大きく、現中期経営計画の最終年度でもある2022年度については中計で掲げた経営目標値を下回る見通しです。現下の状況に鑑み、2022年度については「サプライチェーン影響等への対策強化」を喫緊の優先課題として、全社を挙げて取り組んでまいります。

そのうえで「成長に向けた土台作り」のために、AIエッジ技術やモノづくりなどOKIの技術的な優位性をさらに強化するためのモノづくり基盤の強化やグループ共通機能のコスト改革などの構造改革を引き続き実行いたします。

あわせて次期中期経営計画策定に向け、取り組むべき課題としては「成長への舵切り」、「環境変化への対応力」であり、その課題解決のためには組織横断型の技術・商品・ソリューション創出が必要であるとの認識です。具体的な戦略、施策などについては2022年度中にその策定を進めていきます。

【マテリアリティとサステナビリティ】

OKIは長年にわたり、企業理念に基づいて広義の社会インフラを支え、社会に貢献してきたことを誇りとしています。「中期経営計画2022」においては、こうした姿勢を長期に継続し、「社会の大丈夫をつくっていく。」ために必要なマテリアリティ（重要課題）の特定を行いました。これは、OKIの事業が目指す方向性と、社会・ステークホルダーの期待・要請の両面から取り組むべき課題を抽出し、社会価値創出および経営基盤強化の観点から優先度を整理したものです。

マテリアリティに掲げた各項目については、表に示すとおり、関連する環境・社会・ガバナンス（ESG）のテーマを設定し、具体的な取り組みに落とし込んで実行しています。また推進体制として、社長執行役員をオーナーに、コーポレートの関係部門と事業本部・営業本部の代表者で構成する「サステナビリティ推進ワーキンググループ（WG）」を設置しています。WGはOKIグループの一人ひとりが「我が事」としてサステナビリティに取り組むことも大きなテーマとしており、2021年度は社内向けのオンラインフォーラムなどを実施しました。引き続き、取り組みの進捗的確な開示、これに基づくステークホルダーとの対話と活動へのフィードバックなどを進めていきます。

OKIグループのマテリアリティとESGへの取り組み

マテリアリティ		ESGテーマ	2020～2022年度の取り組み	
社会価値創出	社会課題を解決するモノ、コトの実現 社会課題：老化問題、自然災害、交通問題、環境問題、労働力不足、労働生産性、感染症拡大	E	<ul style="list-style-type: none"> 環境課題解決に貢献する商品の創出 サーキュラーエコノミーへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 環境貢献商品の拡大 ライフサイクルCO₂の削減 サーキュラーエコノミー案件の創出
		S	<ul style="list-style-type: none"> 社会課題解決に貢献する商品の創出 企業活動における価値創造推進 	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略に示す社会課題への取り組み イノベーションに向けた社内文化改革 モノづくりと成長領域事業を支える人材の育成・確保
		G	<ul style="list-style-type: none"> ESGを経営の中核と位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティに基づく取り組みの推進・評価
経営基盤強化	ステークホルダーの期待に応える企業活動の実現 誠実な企業活動（ガバナンス、内部統制、情報開示）、気候変動への対応、人材マネジメント モノづくりを支える基盤の強化	E	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和と適応、汚染の予防、資源循環 	<ul style="list-style-type: none"> 事業拠点におけるCO₂削減、再生エネルギー導入強化 運用共通化による化学物質管理の強化 再資源化率の向上
		S	<ul style="list-style-type: none"> モノづくり基盤の強化 人権・労働の取り組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> バーチャルOne Factoryの推進 品質の取り組み強化 スマート・ワークライフの実現 ダイバーシティ&インクルージョンの推進 労働安全衛生・健康経営の取り組み強化
		G	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンスの強化 内部統制/リスクマネジメント 的確な情報開示とエンゲージメント(対話)強化 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会実効性評価に基づく着実な改善 リスク管理の精度向上と定着 TCFDのフレームワークに基づく開示 マテリアリティの取り組みに関する確実な開示 IR/SRなどにおける対話の強化

(5) 財産および損益の状況の推移

当期ならびに過去3期の財産および損益の推移は次のとおりであります。

	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (当期：2021年度)
売上高 (億円)	4,415	4,572	3,929	3,521
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,405	14,086	△819	2,065
1株当たり当期純利益 (円)	97.16	162.80	△9.47	23.85
総資産 (億円)	3,655	3,725	3,715	3,692
純資産 (億円)	1,002	1,064	1,116	1,076
1株当たり純資産 (円)	1,155.28	1,227.42	1,286.41	1,240.62

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数(加重平均)に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。ただし、自己株式数を控除して算出しております。

2. 第98期(2021年度)においてクラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストについて会計方針の変更を行っており、第97期(2020年度)の関連する数値について、会計方針の変更による遡及修正後の数値を反映させております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第98期(2021年度)の期首から適用しており、第98期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資 比率 (%)	主要な事業内容
OKIクロステック(株)	2,001(百万円)	100	情報処理機器、通信機器の保守・工事・販売、電気工事、電気通信工事の設計・施工
OKIサーキットテクノロジー(株)	480(百万円)	100	プリント配線基板、電子装置および電子部品の開発、設計、製造および販売
(株)OKIソフトウェア	400(百万円)	100	情報通信システムのソフトウェア開発および運用
沖電線(株)	4,304(百万円)	100	電線・電子機器部品・金属・合成樹脂材料加工品の製造・販売
OKIネクステック(株)	400(百万円)	100	情報・通信機器、産業用電子機器、医療用電子機器およびその他電子機器ならびに電子部品の開発、設計、製造、販売、保守
OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	420(百万パーツ)	100	プリンターなどの製造
OKI EUROPE LTD.	141(百万ユーロ)	100	プリンターなどの販売

②主要な提携先

- 1) 主要な技術提携先
International Business Machines Corporation (米国)、キヤノン株式会社
- 2) 主要な事業提携先
Hewlett-Packard Company (米国)、シスコシステムズ合同会社

(7) 主要な事業所

主要な事業所は次のとおりであります。

名称	区分	所在地
沖電気工業(株)	本社	東京都港区
	支社	北海道(北海道札幌市)、東北(宮城県仙台市)、中部(愛知県名古屋市)、関西(大阪府大阪市)、中国(広島県広島市)、四国(香川県高松市)、九州(福岡県福岡市)
	事業場	東京都港区、埼玉県蕨市、埼玉県本庄市、群馬県高崎市、群馬県富岡市、静岡県沼津市
	研究所	埼玉県蕨市、大阪府大阪市
OKIクロステック(株)	本社	東京都中央区
OKIサーキットテクノロジー(株)	本社	山形県鶴岡市
(株)OKIソフトウェア	本社	埼玉県蕨市
沖電線(株)	本社	神奈川県川崎市
OKIネットワーク(株)	本社	埼玉県所沢市
OKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ国
OKI EUROPE LTD.	本社	英国

(8) 従業員の状況

①セグメント別従業員の状況

セグメント	従業員数(人)	
	OKIグループ	当社
ソリューションシステム	6,703	2,436
コンポーネント&プラットフォーム	6,982	1,668
その他の	509	—
全社(共通)	656	656
合計	14,850	4,760

②当社の従業員の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,760(前期末比365人増)	44.7	20.7	7,403,656

(9) 主要な借入先の状況

OKIグループの主要な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入額(億円)
株式会社みずほ銀行	253
株式会社三井住友銀行	180
みずほ信託銀行株式会社	48
農林中央金庫	33
株式会社八十二銀行	31

(10) コーポレート・ガバナンスに関する事項

①基本的な考え方

OKIグループは、「『進取の精神』をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する」との企業理念の下、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であるとの認識に立ち、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

②コーポレート・ガバナンス体制

1) 体制の概要

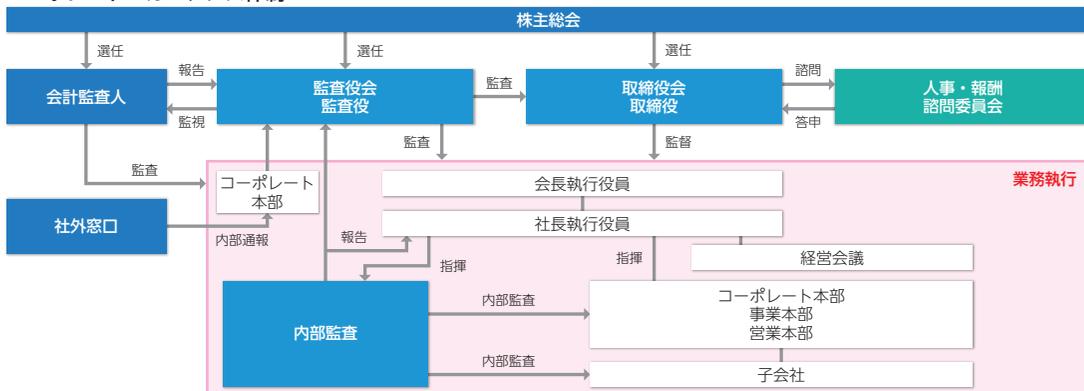
当社は監査役会設置会社として取締役会および監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離による「意思決定プロセスの迅速化」を図っております。また、2022年4月から、最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）が設置されました。CEOが最高経営責任者としてグループ全体の経営戦略を担い、COOが最高執行責任者として業務執行を統括する新たな体制により、「意思決定プロセスのさらなる迅速化」と経営力の一層の強化を図るものです。さらに独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うため、複数の社外取締役を招聘し、人事・報酬に関わる任意の委員会を設置するなど、「経営の公正性・透明性の向上」に努めています。さらに監査役、監査役会による監査に加え、リスク管理委員会の設置などにより、「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」に取り組んでおります。

当期は、34頁記載のとおり、社外取締役4名を含む取締役9名（うち女性取締役1名）、社外監査役3名を含む監査役5名、取締役を兼務しない執行役員13名の体制により経営にあたってまいりました。なお、社外取締役および社外監査役は、全員、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。また元代表取締役社長等による相談役・顧問等の制度はございません。

2) 現行体制を選択している理由

当社は、①業務執行と監督を分離し、複数の社外取締役の積極的な関与などにより取締役会の監督機能を強化すること、②経営から独立し、強力な調査権限を有する監査役による客観的な監査を行うこと、③任意の人事・報酬諮問委員会を設置すること、などの工夫を行うことにより、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」が着実に実現できると判断しております。引き続き、ステークホルダーの皆様に対する責務を認識し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制



③株主総会

当社の株主総会は、取締役会設置会社として、法令・定款に定める事項を決議いたします。法令の定めに基づき取締役会に授権している事項等は次のとおりであります。なお、中間配当以外の配当は株主総会において決定する定めとなっております。

1) 自己の株式の取得の決定機関

機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2) 中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

3) 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

④取締役会

1) 職務・構成・運営等

当期の取締役会は9名の取締役で構成され、原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、法令・定款に基づき、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

取締役会の機能を確保するために、取締役候補者の選定に際しては19頁のスキル・マトリックスに基づいた専門分野、職務経験および性別などの多様性に配慮するとともに、社内・業務執行取締役と独立性の高い社外取締役のバランスが概ね半々程度が適切であると考え、4名を独立社外取締役（うち女性取締役1名）とし、経営の公正性・透明性の向上を図っております。

取締役会の議長は互選により選出しておりますが、当期は社外取締役が務めました。

当期に開催された取締役会は臨時取締役会を含め14回であり、社外取締役および社外監査役のその出席率は38頁のとおりとなっております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の開催前に資料を配布し、取締役会事務局等より事前説明が行われております。

2) 取締役に関する事項

i. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

ii. 取締役の選任決議の要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票を行わない旨を定款に定めております。

iii. 任期

取締役の任期は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、1年とする旨を定款に定めております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、全社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、次のとおりであります。

●社外取締役および監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に規定する最低責任限度額を限度として責任を負う。

●上記の責任限度が認められるのは、その責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員、すべての国内子会社の取締役、執行役、監査役および執行役員、ならびに米国、中国、タイ国等に所在する一部の海外子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社または子会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。このように免責事由および免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

⑤任意の委員会

当社は、取締役の選解任および役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するため、任意の委員会として人事・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、取締役会での決議に先立ち、取締役・執行役員等の選解任および報酬制度・水準などについて諮問を受け、客観的な視点から審議のうえ、取締役会に答申を行います。また監査役候補者の人事については、委員会としての意見を監査役に伝えております。同委員会は、全社外取締役4名の委員で構成されています。委員長は取締役会の決議により選出していますが、当期は社外取締役が務めました。当期は同委員会を13回開催いたしました。

2021年度は、取締役会のスキル・マトリックス、最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）の体制構築、ならびに社長執行役員の選任基準・評価プロセスの審議・新たな社長執行役員の指名に関する事項などを中心に審議を行っております。

⑥役員を選解任

当社は、取締役候補者、監査役候補者、執行役員の指名・選任を行うにあたり、法律上の適格性を満たしていることに加え、以下の事項を考慮しております。

- 人格、見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、遵法精神に富んでいること
- OKIグループの企業理念の実現と、持続的な企業価値向上に向けて職務を遂行できること
- 就任期間の長さ
- 監査役については、必要な財務・会計・法務に関する知識を有すること
- 社外役員については、当社独立性基準を満たしていること

取締役、監査役、執行役員の解任案提出の基準は、法令および定款に違反する行為またはそのおそれのある行為があった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合とし、発生後直ちに人事・報酬諮問委員会に諮問・審議・答申し、取締役会に提案いたします。

⑦当社が保有する株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1) 政策保有に関する方針

当社は、当社および株式発行会社の中長期的な企業価値向上その他の事情を総合的に検証し、政策保有株式を段階的に縮減します。

2) 政策保有株式にかかる検証の内容

保有する政策保有株式について、毎年取締役会で検証しています。個別の銘柄毎に、定量的、定性的要因を考慮し総合的に保有の適否を判断しております。

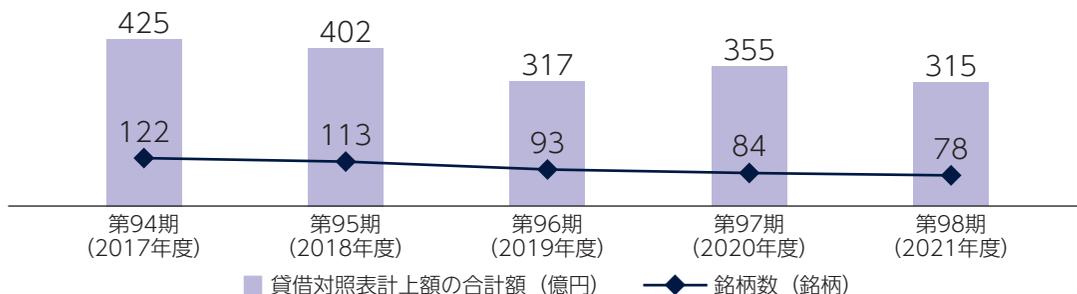
3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に当たっては、以下の様に議案を類型化し、行使基準を設けて判断および行使をしています。

- 役員選任議案の場合には、総数、独立役員の比率等
- 役員報酬議案の場合には、業績、資産状況等
- 剰余金処分議案の場合には、業績、内部留保の状況等
- 買収防衛策、M&A、第三者割当増資の議案については特に慎重に検討する。

4) 当社が純投資目的以外で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

		第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (当期：2021年度)
銘柄数 (銘柄)	非上場株式	76	75	66	59	52
	非上場株式 以外の株式	46	38	27	25	26
	合計	122	113	93	84	78
貸借対照表計 上額の合計額 (億円)	非上場株式	54	63	63	63	62
	非上場株式 以外の株式	372	338	254	292	253
	合計	425	402	317	355	315



(11) その他OKIグループの現況に関する重要な事項

当社子会社である沖電気金融設備（深セン）有限公司（以下、「OBSZ」）は、深セン市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業」）に対して、ATM販売代金等 1,115,463千人民元（当期年度末為替レートでの円換算額約215億円）および損害賠償金の支払を求めておりましたが、2020年12月16日に華南国際経済貿易仲裁委員会より怡化実業はOBSZへ未払の商品代金1,096,866千人民元（当期年度末為替レートでの円換算額約211億円）の他、遅延利息および弁護士費用等を支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しました。

同仲裁の申立と並行してOBSZは怡化実業の親会社である深セン怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦」）等に対し、連帯弁済責任を求める訴えを広東省高級人民法院へ提訴し、資産保全を申請しました。2021年12月23日に広東省高級人民法院より、怡化電腦等の連帯弁済責任を認める判決が下りましたが、怡化電腦等は2022年1月5日に最高人民法院に対し上訴し、現在審議中であります。OKIグループは、この裁定額の全額回収に向けて全力で取り組んでおります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 87,217,602株（自己株式617,937株含む）
- (3) 株主数 67,841名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,871,700	17.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,125,500	5.92
沖電気グループ従業員持株会	2,103,461	2.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,772,000	2.05
株式会社みずほ銀行	1,419,648	1.64
明治安田生命保険相互会社	1,400,097	1.62
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1,283,400	1.48
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,220,393	1.41
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,041,048	1.20
JUNIPER	1,022,790	1.18

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
○ 代表取締役社長執行役員	鎌上 信也	総括
○ 代表取締役副社長執行役員	星 正幸	コンプライアンス責任者、財務責任者、人事責任者
○ 取締役専務執行役員	坪井 正志	ソリューションシステム事業本部長
○ 取締役常務執行役員	布施 雅嗣	コーポレート本部長、内部統制統括
○ 取締役常務執行役員	齋藤 政利	コンポーネント&プラットフォーム事業本部長
取 締 役	浅羽 茂	日本甜菜製糖株式会社社外取締役
取 締 役	斎藤 保	株式会社IHI相談役、株式会社かんぽ生命保険社外取締役、古河電気工業株式会社社外取締役
取 締 役	川島いづみ	
取 締 役	木川 眞	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、株式会社小松製作所社外取締役、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社肥後銀行社外取締役
常 勤 監 査 役	畠山 俊也	
常 勤 監 査 役	横田 俊之	
監 査 役	志波 英男	株式会社アウトソーシング社外取締役（監査等委員）
監 査 役	牧野 隆一	株式会社シンクロ・フード社外監査役
監 査 役	津田 良洋	トライベック株式会社常勤監査役、株式会社プロネクサス社外監査役

(注) 1. ○印は執行役員を兼務しております。

2. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏および木川眞氏は、社外取締役であります。

3. 志波英男氏、牧野隆一氏および津田良洋氏は、社外監査役であります。

4. 浅羽茂氏、斎藤保氏、川島いづみ氏、木川眞氏、志波英男氏、牧野隆一氏および津田良洋氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 畠山俊也氏は、当社の経理担当役員および財務責任者を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 志波英男氏は、メーカーにおいて経理部門長、企画部門長、本社部門の統括等を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 牧野隆一氏および津田良洋氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。（取締役兼務者を除く）

森孝廣氏は2022年4月1日付で社長執行役員に就任しております。

地位	氏名	担当業務
常務執行役員	宮澤 透	統合営業本部長
常務執行役員	寺本 禎治	特命担当、コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長兼統合営業本部副本部長
上席執行役員	片桐 勇一郎	ソリューションシステム事業本部副本部長
上席執行役員	池田 敬造	コンポーネント&プラットフォーム事業本部自動機事業部長
上席執行役員	富澤 博志	コーポレート本部副本部長兼法務・知的財産部長、品質責任者、情報責任者
執行役員	圓尾 肇	統合営業本部副本部長兼第二営業本部長
執行役員	田中 信一	ソリューションシステム事業本部副本部長兼金融・法人ソリューション事業部長
執行役員	大田原 就太郎	コーポレート本部経営企画部長
執行役員	森 孝廣	コンポーネント&プラットフォーム事業本部ビジネスコラボレーション推進本部長
執行役員	西村 浩	コンポーネント&プラットフォーム事業本部EMS事業部長
執行役員	瀧本 哲也	統合営業本部副本部長兼第一営業本部長
執行役員	加藤 洋一	ソリューションシステム事業本部特機システム事業部長
執行役員	藤原 雄彦	イノベーション責任者、技術責任者

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。取締役および執行役員報酬は、継続して企業価値向上と企業競争力を強化するために、業績向上へのインセンティブとして機能するとともに、優秀な人材を確保できる報酬制度であることを基本的な考え方としています。報酬体系は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等から構成されており、次頁のとおり、基本報酬、単年度の業績に連動した年次インセンティブ報酬、中長期のインセンティブ報酬としての株式報酬型ストックオプションから構成しております。これは、OKIグループの「持続的な成長」を成し遂げることを目的に、「よりアグレッシブな目標設定」や「中長期的成長」に重点をおいた経営へのシフトのための環境整備の一環として実施しているものです。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみの構成としています。

また、業績連動報酬の算定方法については、次のとおり定めております。

年次インセンティブ報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高、営業利益、運転資本であり、また、当該業績指標を選定した理由はOKIグループの持続的な成長を成し遂げるため、当該指標が適切だと判断したためであります。その算定方法は、全体の70%に相当する部分は役位に応じた予め設定された標準報酬額に業績評価に基づく係数を乗じた額とし、全体の30%に相当する部分は(2)③による定性評価によって行います。なお、当事業年度の当該業績指標の目標は、売上高4,000億円、営業利益120億円、運転資本927億円であり、実績は、売上高3,521億円、営業利益59億円、運転資本873億円となりました。

中長期インセンティブ報酬の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、ROEであり、また、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な企業価値・株主価値向上、株主との価値共有を図る上で、当該指標が適切だと判断したためであります。その算定方法は、役位別の標準報酬額を予め設定し、業績評価による係数を乗じた額とします。なお、当事業年度の当該業績指標の目標は、ROE10%であり、実績は、ROE1.9%となりました。

さらに、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法は、役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性と判断の客観性を確保するために、31頁に記載のとおり、人事・報酬諮問委員会を設け、取締役および執行役員報酬制度、水準などについて、取締役会の決議に先立ち審議し、取締役会への答申を行い、決定しております。その際には、外部機関の客観的な評価データなどを活用しながら、妥当性を検証しています。本年度開催された人事・報酬諮問委員会は13回で、そのうち3回において役員報酬制度に関する議論を行い、3回の答申（その内容は年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬、個人別報酬等決定方針に係るもの）を行っております。

取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しました。

報酬の種類		報酬の内容
基本報酬	固定報酬	執行役員を兼務している場合にはその役位を中心に、職位に応じて個人別に支給額を決定し、金銭を、月次に分割して支給します。
年次インセンティブ報酬	業績連動報酬	過年度のOKIグループ連結業績および担当部門別業績と連動した支給金額を個人別に決定し、金銭を年1回支給します。支給率は、業績による定量評価と社長または人事・報酬諮問委員会の委員による定性評価に応じて0～200%の範囲で決定されます。上位役位の業績連動が高くなるように設定しており、支給率100%の際には基本報酬の35%から45%の金額となります。
中長期インセンティブ報酬	非金銭報酬	中期経営計画目標に連動した支給金額を決定し、株式報酬型ストックオプションとして年1回付与します。支給率は、業績に応じて0～200%の範囲で決定されます。上位役位の業績連動が高くなるように設定しており、支給率100%の際には基本報酬の15%から20%の金額となります。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、取締役は年額6億円以内（これには使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月24日開催の第92回定時株主総会および2021年6月29日開催の第97回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬として、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数はそれぞれ5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、年次インセンティブ報酬に関する取締役の個人別の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき具体的内容の決定を、次のとおり委任しております。社長執行役員を兼務する取締役に委任した部分については、当該取締役の権限が適切に行使されるよう、人事・報酬諮問委員会で検証のための審議を行う等の措置を講じております。

対象となる取締役	受任者	委任権限の内容	権限を委任した理由
社長執行役員を兼務する取締役	人事・報酬諮問委員会の委員（浅羽茂・斎藤保・川島いづみ・木川眞）	年次インセンティブ報酬の30%に当たる部分に関する定性評価	プロセスの透明性と判断の客観性を確保するため
上記以外の業務執行取締役	社長執行役員を兼務する取締役（鎌上信也）	年次インセンティブ報酬の30%に当たる部分に関する定性評価	個人の担当業務ごとのアグレッシブな目標設定に重点をおくため

(注) 2022年度から、新たに会長執行役員を兼務する取締役に設けましたが、同取締役にについては、社長執行役員を兼務する取締役と同様の形で受任者、受任権限内容を設定することとしております。その委任の理由は、プロセスの透明性と判断の客観性を確保するためであります。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	年次 インセンティブ報酬	中長期 インセンティブ報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	234	198	36	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	46	46	—	—	3
社外役員					
社外取締役	53	53	—	—	4
社外監査役	24	24	—	—	3

- (注) 1. 中長期インセンティブ報酬は、非金銭報酬等ではありますが、その内容は、36頁に記載のとおりです。
 2. 当事業年度末現在の取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）の人数と相違しておりますのは、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した役員が含まれているためです。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役浅羽茂氏は、日本甜菜製糖株式会社の社外取締役であります。同社とOKIグループには取引関係はございません。

取締役斎藤保氏は、株式会社IHIの相談役、株式会社かんぽ生命保険および古河電気工業株式会社の社外取締役であります。また、2022年6月に鹿島建設株式会社の社外取締役に就任予定であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同4社の売上高の1%未満であります。

取締役木川眞氏は、株式会社小松製作所および株式会社肥後銀行の社外取締役であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同2社の売上高の1%未満であります。なお、同氏はヤマトホールディングス株式会社の特別顧問および株式会社セブン銀行の社外取締役も務めており、また2022年6月に株式会社ICMGの社外取締役に就任予定であります。同3社とOKIグループには取引関係はございません。

監査役志波英男氏は、株式会社アウトソーシングの社外取締役（監査等委員）であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同社の売上高の1%未満であります。

監査役牧野隆一氏は、株式会社シンクロ・フードの社外監査役であります。同社とOKIグループには取引関係はございません。

監査役津田良洋氏は、株式会社プロネクサスの社外監査役であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同社の売上高の1%未満であります。なお、トライバック株式会社の常勤監査役も務めておりますが、同社とOKIグループには取引関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 () 内は開催回数		監査役会 () 内は開催回数	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役 浅羽 茂	14 (14)	100	—	—
取締役 斎藤 保	14 (14)	100	—	—
取締役 川島いづみ	14 (14)	100	—	—
取締役 木川 眞	14 (14)	100	—	—
監査役 志波 英男	14 (14)	100	17 (17)	100
監査役 牧野 隆一	14 (14)	100	17 (17)	100
監査役 津田 良洋	11 (11)	100	11 (11)	100

(注) 津田良洋氏における開催回数は2021年6月就任以降の開催数となっております。

2) 主な活動状況

		取締役会における発言状況等および社外取締役が期待される役割に関し行った職務の概要
取締役	浅羽 茂	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員長として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。さらに、その役割を特に期待しております、中期経営計画2022を始めとする中長期経営計画の監督、社長等の後継者育成計画の監督等に関し、ビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、積極的に助言・提言を行うなど当社の企業価値向上に貢献しております。
取締役	斎藤 保	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。さらに、その役割を特に期待しております、中期経営計画2022を始めとする中長期経営計画の監督、社長等の後継者育成計画の監督等に関し、日本のビジネスリーダーとしての豊富な経営経験に基づき、積極的に助言・提言を行うなど当社の企業価値向上に貢献しております。
取締役	川島いづみ	取締役会議長として取締役会の議論を主導し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。さらに、その役割を特に期待しております、取締役会の運用の効率化、社長等の後継者育成計画の監督等に関し、会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、積極的に助言・提言を行うなど当社の企業価値向上に貢献しております。
取締役	木川 眞	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、経営の率先垂範によるコンプライアンスの強化に寄与し、また、人事・報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与しております。さらに、その役割を特に期待しております、中期経営計画2022を始めとする中長期経営計画の監督、社長等の後継者育成計画の監督等に関し、企業経営の豊富な経験に基づき、積極的に助言・提言を行うなど当社の企業価値向上に貢献しております。
監査役	志波 英男	取締役の職務を監査するとともに、メーカーでの業務執行や役員としての豊富な経験と知見を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出に向けた発言を行っております。
監査役	牧野 隆一	取締役の職務を監査するとともに、公認会計士として、製造業を中心とした企業の会計監査の豊富な経験と知見を活かして、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っております。
監査役	津田 良洋	取締役の職務を監査するとともに、公認会計士として、国際的な活動を行う企業の会計監査の豊富な経験と知見を活かして、当社の持続的な成長と良質な企業統治体制の確立に向けた発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制および監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制、グループ監査体制および監査報酬見積額等の指標を元に、総合的に評価しております。

(5) 監査報酬の内容等

①報酬等の額

区分	前期		当期	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	200	47	253	—
連結子会社	110	—	82	—
計	310	47	335	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な子会社のうちOKI DATA MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.およびOKI EUROPE LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

②非監査業務の内容

(前期)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「新収益認識基準に関するアドバイザリー業務」等を委託し、対価を支払っております。

(当期)

該当事項はありません。

③監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定は、規程等で特に定めておりませんが、監査法人の監査計画等を十分勘案のうえ、監査時間、監査内容等の妥当性を検証したうえで行ってまいります。

④監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからであります。

5 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取り組み

1) 内部統制システム構築の基本方針を取締役会で定めており、コンプライアンスを確保するための基礎として、企業理念（“OKIは「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する商品を提供し、世界の人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する。”）に基づき、OKIグループが果たすべき社会的責任を明示した「OKIグループ企業行動憲章」、それを実現するためにOKIグループの全役員・社員が準拠すべき規範として「OKIグループ行動規範」を定めております。

また、経営陣がコンプライアンスの重要性を自ら再認識し率先垂範するとともに、OKIグループにおけるコンプライアンス意識の醸成と徹底に努めることを、あらためて株主やお客様、そして社員を含めた社内外のステークホルダーの皆様にお約束するために採択した「コンプライアンス宣言」に則り、当社およびグループ各社の役員はコンプライアンス活動に努めております。

2) 社長執行役員は、コンプライアンスの重要性に関する個別メッセージ（イントラネットでの動画公開）を発信し、OKIグループ全社に対し改めて周知いたしました。

3) OKIグループのコンプライアンス管理者・推進者、約310名に対するコンプライアンス管理者研修、営業部門を中心とした関係者に対する独占禁止法研修を映像配信で開催したほか、国内全従業員を対象に、個人情報保護、情報セキュリティ、内部統制、コンプライアンス一般について、eラーニングを実施いたしました。また、イントラネットや社内報を通じて定期的にコンプライアンスに関する事例を展開しております。

- 4) 当年度もコンプライアンス委員会を開催し、前年度の総括、教育計画の策定、各部門における施策の実施状況などのレビューを実施いたしました。
- 5) コンプライアンス違反時に就業規則等に照らして懲戒処分を行うことを明確化し、その処分を審議するために社長執行役員を委員長とするグループ懲戒委員会を設置しております。
- 6) 不正行為の早期発見と是正の実効性を確保するために、社外弁護士にも通報可能なグループ共通の内部通報窓口を置くとともに、内部通報制度について従業員への周知を徹底しております。

②リスク管理に関する取り組み

- 1) 社長執行役員を委員長とし、監査役をアドバイザーとするリスク管理委員会を設置し、リスクの顕在化を防ぐための施策およびリスクの発生に備えた準備に関する基本事項を定めております。当期は、リスク管理委員会を2回開催し、2021年度基本方針、個別施策、リスク管理体制の再構築について審議いたしました。
- 2) グループ横断的に共通して存在するリスクを統括主管する部門を定め、各統括主管部門は、各部門・子会社におけるリスク管理を支援するとともに、必要な措置を講じるよう指示し、その実施状況を確認しております。
- 3) リスクが顕在化した場合、発生部門は当該リスクに対して必要な措置を取るとともに、「OKIグループ緊急連絡体制」に則って速やかに危機情報をリスク管理委員会事務局へ報告しております。リスク管理委員会事務局は危機情報を一元管理するとともに、当該危機の重大性および緊急性に基づき速やかに対応体制および責任者を決定し、必要な措置を取らせるとともに発生部門の支援をいたしております。

③子会社管理に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程において、各子会社の所管本部を定め、所管本部長が権限規程に定める権限と責任を持って管理しております。子会社の筆頭役員については当社社長執行役員が任免を決裁し、その他の役員の任免は所管本部長が決裁しております。
- 2) 所管本部長は所管する子会社のミッションを明確にし、事業施策を立案、実行するにあたり、支援・指導・定期的モニタリングを行い、役員の業績評価を実施しております。子会社の株主総会や取締役会の運用状況、子会社取締役のコンプライアンス遵守についても所管本部長がモニタリングしております。
- 3) 子会社経理部門には必要な知識と経験を持った従業員を配置し、関連諸法令に基づき財務報告に係る内部統制システムを整備し、その維持・改善に努めております。
- 4) 子会社の取締役、監査役に対し、法令・ルール・倫理に係る違反・不正・不祥事・事故、リスク管理不良による損失の未然防止を図るために、子会社役員の責任と義務、コンプライアンス、内部統制などについての研修を定期的に行っております。

④ 監査役監査に関する取り組み

- 1) 常勤監査役は、取締役会経営会議への出席、および決裁稟議書等の閲覧により、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しております。
- 2) 監査役は、内部通報規程に基づき内部通報を受けるとともに、その運用状況について半期毎または都度に報告を受けております。
- 3) 監査役は、取締役会において内部統制システムの構築状況・運用状況について報告を受けているほか、取締役、執行役員、部門長、子会社の代表者との意見交換を実施し、その過程において内部統制システムの整備および運用の確認を行っております。
- 4) 監査役は、内部監査部門の実施する往査および監査結果報告会に参加して内部監査部門との協議・意見交換を行い、監査結果を監査役監査に活用しております。
- 5) 監査役は、会計監査人との会合や意見交換、会計監査人の往査等への立ち会いなどにより、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

(注) 金額単位の表示

本事業報告の数値は下記のように表示しております。

- ① 百万円単位：単位未満切捨て
- ② 億円単位：単位未満四捨五入

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	211,837
現金及び預金	36,691
受取手形、売掛金及び契約資産	94,469
リース債権及びリース投資資産	10,355
製品	17,425
仕掛品	14,713
原材料及び貯蔵品	26,023
その他	12,216
貸倒引当金	△57
固定資産	157,333
有形固定資産	57,653
建物及び構築物	19,793
機械装置及び運搬具	8,801
工具、器具及び備品	6,914
土地	15,996
建設仮勘定	6,147
無形固定資産	14,027
投資その他の資産	85,652
投資有価証券	34,495
退職給付に係る資産	30,447
長期営業債権	25,047
その他	13,909
貸倒引当金	△18,246
資産合計	369,170

科目	金額
負債の部	
流動負債	157,958
支払手形及び買掛金	56,691
短期借入金	43,337
リース債務	3,912
未払費用	19,138
その他	34,878
固定負債	103,576
長期借入金	43,838
リース債務	9,740
繰延税金負債	12,961
役員退職慰労引当金	195
退職給付に係る負債	31,320
その他	5,520
負債合計	261,535
純資産の部	
株主資本	117,241
資本金	44,000
資本剰余金	19,006
利益剰余金	55,103
自己株式	△869
その他の包括利益累計額	△9,804
その他有価証券評価差額金	1,030
繰延ヘッジ損益	22
為替換算調整勘定	△9,069
退職給付に係る調整累計額	△1,788
新株予約権	138
非支配株主持分	60
純資産合計	107,635
負債純資産合計	369,170

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		352,064
売上原価		261,948
売上総利益		90,116
販売費及び一般管理費		84,252
営業利益		5,864
営業外収益		
受取利息	118	
受取配当金	1,177	
為替差益	1,897	
雑収入	1,472	4,665
営業外費用		
支払利息	1,340	
雑支出	1,496	2,837
経常利益		7,691
特別利益		
固定資産売却益	550	
投資有価証券売却益	502	1,053
特別損失		
固定資産処分損	629	
減損損失	1,144	
事業構造改善費用	2,798	4,571
税金等調整前当期純利益		4,173
法人税、住民税及び事業税	2,398	
法人税等調整額	△303	2,094
当期純利益		2,078
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		2,065

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		22,891
受取手形		2,361
売掛金		51,559
契約資産		12,284
リース投資資産		10,317
製品		8,974
仕掛品		9,423
原材料及び貯蔵品		12,702
前払費用		3,017
短期貸付金		13,101
未収入金		10,087
その他		1,154
貸倒引当金		△9
流動資産合計		157,867
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,495	
減価償却累計額	27,905	9,589
構築物	2,283	
減価償却累計額	1,847	435
機械及び装置	14,617	
減価償却累計額	12,563	2,054
船舶	192	
減価償却累計額	72	119
車両運搬具	90	
減価償却累計額	81	8
工具、器具及び備品	42,464	
減価償却累計額	36,777	5,686
土地		9,010
建設仮勘定		5,533
有形固定資産合計		32,438
無形固定資産		
施設利用権		112
ソフトウェア		13,004
無形固定資産合計		13,116
投資その他の資産		
投資有価証券		31,535
関係会社株式		31,107
出資金		59
関係会社出資金		1,545
関係会社長期貸付金		22,881
破産更生債権等		29
長期前払費用		1,484
前払年金費用		15,124
敷金及び保証金		2,619
その他		229
貸倒引当金		△10,082
投資その他の資産合計		96,534
固定資産合計		142,089
資産合計		299,957

科目	金額	
負債の部		
流動負債		
支払手形		1
電子記録債務		3,032
買掛金		39,732
短期借入金		20,907
1年内返済予定の長期借入金		21,050
リース債務		3,509
未払金		13,023
未払費用		7,504
未払法人税等		445
契約負債		6,206
預り金		24,444
前受収益		3
製品保証引当金		1,165
役員賞与引当金		88
工事損失引当金		1,372
偶発損失引当金		20
独占禁止法関連損失引当金		292
資産除去債務		52
その他		35
流動負債合計		142,888
固定負債		
長期借入金		43,838
リース債務		8,929
繰延税金負債		8,774
退職給付引当金		10,196
製品保証引当金		316
関係会社事業損失引当金		409
資産除去債務		1,107
その他		1,611
固定負債合計		75,183
負債合計		218,071
純資産の部		
株主資本		
資本金		44,000
資本剰余金		21,488
資本準備金		15,000
その他資本剰余金		6,488
利益剰余金		16,334
その他利益剰余金		16,334
繰越利益剰余金		16,334
自己株式		△861
株主資本合計		80,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		763
繰延ヘッジ損益		22
評価・換算差額等合計		785
新株予約権		138
純資産合計		81,886
負債純資産合計		299,957

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		222,848
売上原価		178,774
売上総利益		44,073
販売費及び一般管理費		57,076
営業損失 (△)		△13,002
営業外収益		
受取利息	346	
受取配当金	7,614	
為替差益	1,022	
雑収入	783	9,767
営業外費用		
支払利息	1,255	
貸倒引当金繰入額	△2,128	
シンジケートローン手数料	274	
雑支出	652	55
経常損失 (△)		△3,290
特別利益		
投資有価証券売却益	495	
債務消滅益	323	819
特別損失		
固定資産処分損	424	
減損損失	1,083	
投資有価証券評価損	11	
関係会社株式評価損	546	
抱合せ株式消滅差損	1,990	4,056
税引前当期純損失 (△)		△6,526
法人税、住民税及び事業税	△3,539	
法人税等調整額	800	△2,739
当期純損失 (△)		△3,787

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	好田	健祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋	武昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻引	善博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

沖電気工業株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	好田	健祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋	武昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻引	善博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沖電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

沖電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 畠山 俊也^④
 常勤監査役 横田 俊之^④
 社外監査役 志波 英男^④
 社外監査役 牧野 隆一^④
 社外監査役 津田 良洋^④

以上

株主インフォメーション

◆株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
剰余金の配当の基準日	3月31日（なお中間配当を行うときの基準日は9月30日）
定時株主総会	6月
同総会の議決権の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式買取手数料	無料 なお、別途証券会社でのお手数手数料がかかる場合があります。
公告方法	電子公告（ホームページアドレス https://www.oki.com/jp/ ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行います。
株式上場	東京証券取引所プライム市場
証券コード	6703
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

◆株式事務のお問い合わせ先

お問い合わせ内容	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話お問い合わせ先		0120-288-324（フリーダイヤル） （土・日・祝を除く 9:00～17:00）
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 ^{*1}
未払配当金のお支払 ^{*2}	みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ^{*1} みずほ銀行 本店および全国各支店	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。

※1 トラストラウンジではお取扱いできませんので、ご了承ください。

※2 なお、配当金のお支払期間は支払開始から5年間となっておりますので、お早めにご請求ください。

◆配当金を配当金領収証でお受取りの株主様

配当金を配当金領収証でお受け取りになっている株主様は、お受け取り方法を「銀行口座等でお受け取り」に変更することをお勧めいたします。銀行口座等への振込はお受け取りの手間を省くことができ、確実かつ迅速に配当金を受け取ることができます。詳細は口座をお持ちの証券会社等にお問い合わせください。

◆単元未満株式（100株未満の株式）をお持ちの株主様

単元未満株式を売却することができる制度（買取制度）がございますのでぜひご利用ください。詳細については、証券口座をお持ちでない方は、みずほ信託銀行へ、証券口座をお持ちの方は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 **日経ビル3階 日経ホール**

交通のご案内

[東京メトロ]

- 千代田線「大手町駅」
神田橋方面改札より → 徒歩 約2分
 - 丸の内線「大手町駅」
サンケイ前交差点方面改札より → 徒歩 約5分
 - 半蔵門線「大手町駅」
皇居方面改札より → 徒歩 約5分
 - 東西線「大手町駅」
中央改札より → 徒歩 約9分
- 「竹橋駅」
4出口より → 徒歩 約2分

[都営地下鉄]

- 三田線「大手町駅」
大手町方面改札より → 徒歩 約6分

地上(竹橋・大手町駅)からお越しの場合



駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



■ 株主のみなさまへのお願い

- 株主のみなさまには、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- 書面またはインターネット等による議決権の行使期限は2022年6月28日（火）午後5時15分までとなっております。詳細につきましては、第98回定時株主総会招集ご通知（3頁以下）をご参照ください。
- 総会会場へお越しの場合は、感染防止の観点から下記のような運営をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

■ 来場される株主のみなさまへのお願い

- 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着席といたします。ご用意できる座席数が限られますので、ご来場いただいても、入場をお断りすることがございます。
- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用、マスクのご持参と常時の着用、咳エチケットの励行をお願いいたします。マスクの着用や咳エチケットの励行を拒まれる株主様には、入場をお断りし、ご退場をお願いすることがございます。
- 受付において、サーモグラフィで体温チェックをさせていただきます。
- 体温が37.5℃以上と見受けられる方、また体調がすぐれないようにお見受けされるなどの方につきましては、運営スタッフがお声掛けのうえ、検温やご退場をお願いする場合がございます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に行い、極力短時間での開催とする予定であります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 当社の対応

- 株主総会の運営スタッフおよび役員は、検温を含め、体調を十分確認したうえで参加することといたします。
- 運営スタッフおよび役員は、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- 今後、株主総会当日までの状況変化により、株主総会の運営その他に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.oki.com/jp/>）にてお知らせいたします。適宜ご確認をお願いいたします。